

令和7（2025）年7月11日

破産者 株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋祐

破産手続に関するQ&A（5）

Q1 株式会社トリプルアート破産債権管理システム（以下、「本件システム」といいます。）上で債権届出を行いました。その後、特に連絡はありませんが、届出債権について、全額が認められているのでしょうか。

A1 届出債権の内容によっては、必ずしも全額が認められているとは限りません。現時点において、破産管財人が認めることができると考えている金額は、本件システムの「届出債権の認否見込み」というページにて、各債権ごとに「認否見込額」として表示しております。

Q2 認否見込み額はどのように算出されていますか。

A2 本件破産手続では、破産者（株式会社トリプルアート）から破産管財人が引き継ぐことができた債権に関するデータがかなり限定されています。破産管財人は、そのデータを使って、可能な限り債権者の皆さまの不利益にならないように債権の調査を行ってきました。その結果、最大限認めることができると考えた金額について、「届出債権の認否見込み」ページに「認否見込額」として表示しています。

各債権の認否見込み額の内容については、「届出債権の認否見込み」ページの下部の「詳細」ボタンよりご確認ください。そこでは、認否見込み額の具体的な内容として、破産管財人が把握している商品名等の商品情報及び注文番号について表示しております。

Q3 認否見込み額を受け入れる場合、どのようにすれば良いですか。

A3 認否見込み額を受け入れる場合には、各債権の「届出債権の認否見込み承認」ページにて、7月25日午後11時59分の承認期限までに、「承認」ボタンを押してください。これにより、届出債権の額が、認否見込み額に合わせて修正されます（届出債権の額が認否見込み額に合わせて減額されます）。なお、「承認」ボタンが押された後は届出債権額が確定し、この操作の取消は行えませんのでご注意ください。

Q4 「承認」ボタンを押さないまま承認期限まで放置した場合、どうなりますか。

A4 届出債権額に変化はなく、破産管財人は、認否見込み額を「認める額」とする認否を行う予定です（一部の届出債権は否認されます）。本件破産手続では、破産者（株式会社トリプルアート）から破産管財人が引き継ぐことができた債権に関するデータがかなり限定されています。破産管財人は、そのデータを使って、可能な限り債権者の皆さまの不利益にならないように債権の調査を行ってきました。そのため、認否見込み額を超える金額を認めることは、原則としてできないと考えています。

皆さまへの配当手続を円滑に行なうため、破産管財人の認否見込み額及びその内容について合理的であるとお考えの場合には、「承認」ボタンを押していただけますと幸いです。

Q5 債権の認否結果はいつ判明しますか。

A5 債権調査期日（認否日）として、2025年9月3日午前10時（日本時間、以下

同様)に開催される第4回債権者集会を予定しており、その際に認否結果を明らかにする見込みです。また、その集会後速やかに、本件システム上において、各届出債権の認否結果を表示する予定です。

Q 6 破産管財人による認否結果について、納得できません。どうすれば良いですか。

A 6 破産管財人による認否結果に不満があり、届出債権額が認められるべきと考える場合、債権調査期日(認否日:2025年9月3日)から1ヶ月以内に、破産裁判所である日本の東京地方裁判所に対して、破産債権査定申立てという破産法に定められた手続を行う必要があります。

Q 7 認否結果に基づき確定した債権額から、どのように弁済率や配当額が計算されますか。

A 7 2025年2月21日付破産手続に関するQ&A(4)のQ5及びQ6をご参照ください。

Q 8 今から債権届出をすることはできますか。

A 8 債権届出期間は2025年3月21日23時59分(日本時間)までですので、既に債権届出の受け付けは終了しております。現在、本件システム上では、新規の債権者登録及び債権届出等は受け付けておりませんので、ご理解ください。

Q 9 配当として受領できる金額が少ないと思うが、配当はどのような方法で行なわれますか。

A 9 認否結果を踏まえて配当の方法については検討することになりますが、現時点、銀行送金のほか、資金移動業者(日本の破産管財人はAlipayを利用することができないため、PayPal等を想定しています)を利用した配当を行なうことを検討しています。具体的な配当の方法については、2025年9月3日午前10時(日本時間、以下同様)に開催される第4回債権者集会の後にお伝えいたします。

以上